都市計画法第34条第1号の審査基準の一部改正について

1．主な改正点

敷地が1,000㎡を超えるコンビニエンスストア（コンビニ）の立地基準（道路要件）を改正しました。

	改正前		改正後	
前面道路の幅員（路線）	9.0m		6.5m	
通過交通量	国道・県道	2,500台/日	国道・県道	―
	市道	2,500台/日	市道	2,500台/日

2．効果

コンビニは、日用品販売や宅配便の受取・発送のほか、税や健康保険料等の納付、住民票等の各種証明書の自動交付などの公的サービスも担っています。

改正前は、対象となる路線が少なかったことから、今回の改正で道路要件の見直し（路線幅員6.5m以上）を行うことにより、コンビニの立地が可能な路線が増えます。

これにより、市街化調整区域における日常生活の利便性の向上を図ります。

3．施行日
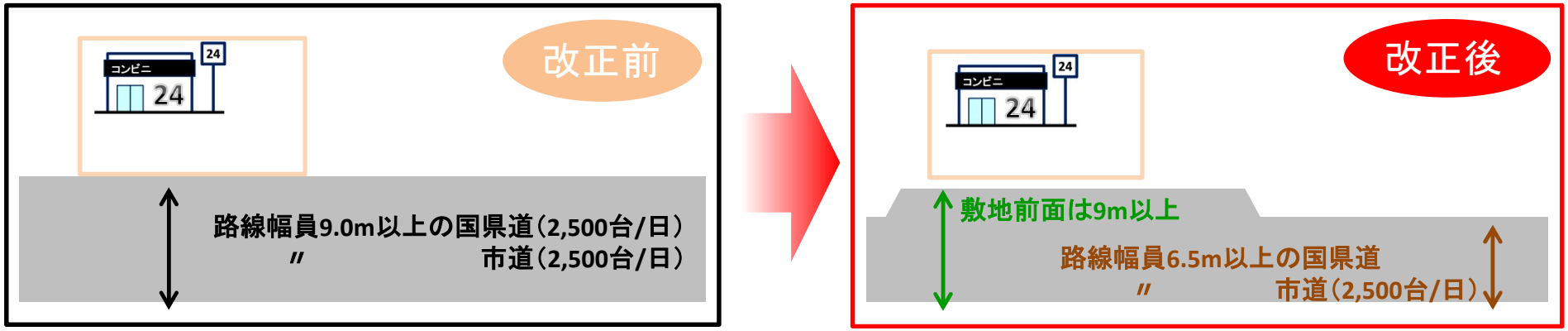
令和4年4月1日